

令和2年度第1回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和2年4月10日(金) 午後1時30分
2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室
3. 出席委員 ○農業委員
- | | | | | | | |
|---------|-----|----|----|-----|----|-----|
| 会長 | 12番 | 横山 | 和男 | | | |
| 会長職務代理者 | 13番 | 小林 | 孝 | 14番 | 西村 | 辰寿 |
| 委員 | 1番 | 山根 | 祐一 | 2番 | 西田 | 悦子 |
| | 3番 | 山寄 | 幸臣 | 4番 | 田中 | 豊秋 |
| | 5番 | 綾木 | 晴子 | 6番 | 丸山 | 武 |
| | 7番 | 河村 | 久雄 | 8番 | 田中 | 正則 |
| | 10番 | 谷尾 | 友枝 | 11番 | 宮本 | 彰太郎 |

○農地利用最適化推進委員

- | | | | | |
|----|----|----|----|----|
| 委員 | 安部 | 寛 | 荻原 | 晴雄 |
| | 栄田 | 正温 | 井上 | 善雅 |
| | 谷本 | 昭 | 永江 | 守弘 |
| | 山本 | 知司 | 上月 | 清 |
| | 保田 | 公範 | 竹内 | 俊雄 |
| | 松田 | 純一 | 藤田 | 克昭 |

4. 欠席委員 9番 木原さち子 野田 稔

5. 議事日程

- | | | | | | | | |
|-----|------------|---------------------------|----|----|----|----|----|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 2番 | 西田 | 悦子 | 3番 | 山寄 | 幸臣 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について | | | | | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について | | | | | |
| | 3 | 農地法施行規則第29条の規定による転用届について | | | | | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について | | | | | |
| 第4 | 議案第2号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について | | | | | |
| 第5 | 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について | | | | | |
| 第6 | 議案第4号 | 非農地証明について | | | | | |
| 第7 | 議案第5号 | 農用地利用集積計画案の決定について | | | | | |
| 第8 | 議案第6号 | 農用地利用配分計画案について | | | | | |
| 第9 | 議案第7号 | 農業振興地域整備計画の変更について | | | | | |
| 第10 | その他 | | | | | | |

- | | | | | | | |
|------------|------|----|----|-----|----|----|
| 農業委員会事務局職員 | 事務局長 | 安部 | 泰己 | 副主幹 | 尾崎 | 千穂 |
| | 主事 | 櫻田 | 康太 | | | |

6. 会議の概要

局長	<p>本日の欠席は農業委員1名。農地利用最適化推進委員1名です。丸山 武委員は15分程度遅れるという連絡がありました。</p> <p>現在、出席者数、農業委員12名です。定足数に達していますので令和2年度第1回八頭町農業委員会を始めます。</p>
委員一同	農業委員会憲章唱和
議長（会長）	<p>（あいさつ）</p> <p>日程第1 議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、2番 西田 悦子委員、3番 山岸 幸臣委員にお願いします。</p> <p>次に日程第2、報告事項ですが委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	無いようでしたら事務局は報告をお願いします。
事務局	<p>報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について、相続についての届出です。</p> <p>今月は1件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。</p> <p>報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。農地の貸借の合意解約です。今月は4件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。</p> <p>報告3 農地法施行規則該当転用届について、1件の該当事業がありました。200㎡未満の農業用倉庫で、内容は問題なしということで受理しました。</p>
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号1-1について事務局は説明をお願いします。

事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請審議について、受付番号1-1について説明します。</p> <p>土地の所在 用呂地内 1筆 台帳地目：田 現況地目：田 面積813㎡</p> <p>所有権移転売買です。</p> <p>理由につきましては、譲渡人は鳥取市に居住されており耕作ができないということで、申請地近くに居住されている譲受人が耕作されるということで話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植え機等保有されています。農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。今回取得する農地についても効率的に利用するものと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含め世帯員の農作業従事日数を本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積は40アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果140アールとなり問題ありません。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では稲作を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、13番 小林 孝委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
小林委員	<p>4月3日、譲渡人及び譲受人に双方に電話で聞き取りを行いました。現在、農地パトロールにおいて、1号遊休農地として確認しております。</p> <p>譲受人の方に耕作継続の意欲などを聞き取りましたところ、続ける意欲も感じられ、問題はないと考えられます。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
山寄委員	<p>議案書の譲渡人の住所が事務局説明と異なります。</p>
事務局	<p>大変申し訳ありません。議案書の字句訂正を行います。譲渡人は現在、「鳥取市」に居住されています。記載されている譲渡人の住所は誤りです。正しくは「鳥取市」ですので議案書の訂正を</p>

	お願いします。
議長（会長）	その他、質問やご意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（挙手多数）
議長（会長）	賛成多数、異議なしということで申請どおり決定いたします。 続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号1-1について事務局は説明をお願いします。
事務局	農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について、農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものであります。受付番号1-1について説明します。 土地の所在 篠波地内 1筆 台帳地目：田 現況地目：田 面積759㎡ 露天駐車場を目的とした転用です。 場所ですが、議案書の3ページから6ページに図面を付けていますが、篠波集落南側の農地になります。土地利用計画図、雨水汚水排水計画図は6ページに付けています。 理由につきましては、篠波地内に所在し林業を営む法人の駐車場として整備したいとのことです。 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。 まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地第1種農地に該当します。許可根拠は集落接続であり、既存集落に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものです。 資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳のコピーにより確認しました。 また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

	<p>事業計画を確認したところ、すみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、土羽打ちで0.8m盛土を行います。東側は田、西側は県道、南側は宅地、北側は県道になっています。隣接耕作者の同意は得られています。雨水は既設の道路側溝、農業用排水路へ放流します。水利権者の同意は得られています。汚水排水は発生しません。</p> <p>日照、通風についてですが、建物は建築しないため周辺農地への影響はないと考えます。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、7番 河村 久雄委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
河村委員	<p>4月3日の夜に、申請人に聞き取りを行いました。</p> <p>結論から言うと問題なしと思います。説明にありました法人は、申請人の子息が経営しておられ、その会社の駐車場として利用されたいとのことでありました。</p> <p>隣接地2名の方からも聞き取りを行いました。問題なしとの回答を得ています。今回の申請については問題ないと考えます。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（挙手多数）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数、異議なしということで申請どおり決定いたします。</p> <p>続きまして日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号1-1について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本会の開始前に訂正させていただきましたが、この議案の土地所在地に字句訂正があります。地番訂正をお願いします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について、農地</p>

法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号1-1について説明します。

土地の所在 日田地内 1筆 台帳地目：田 現況地目：田
面積548㎡のうち317.45㎡

露天貸駐車場を目的とした転用です。

場所ですが、議案書の8ページから11ページに図面を付けていますが、日田集落北側、集落入口の農地になります。土地利用計画図、雨水汚水排水計画図は11ページに付けています。

理由につきましては、申請地は集落の入り口に位置し利便性が高いことから、貸駐車場として整備したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地第1種農地に該当します。許可根拠は集落接続であり、既存集落に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものです。

信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく適当と考えます。資力については預金通帳のコピーにより確認しました。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、盛土50cm、切土20cm行います。東側は町道、西側は畑、南側は宅地、北側は宅地及び町道になっています。雨水は自然流下で、新設の道路側溝へ放流します。汚水排水は発生しません。水利権者の同意、耕作者の同意は得られています。

日照、通風についてですが、建物は建築しないので影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

議長（会長）

この件につきましては、13番 小林 孝委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

小林委員

4月3日、譲受人と現地立会し説明を受けました。譲渡人及び譲受人は親子関係であります。

	<p>申請地の両隣は宅地です。地目は田となっていますが、水を引いて耕作したことは相当昔から記憶していません。ほ場整備の対象外区域です。今までは畑として野菜を作られておられました。親子の年齢などを考慮しても、転用されることもやむを得ないと判断し、問題ないと考えます。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（挙手多数）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数、異議なしということで申請どおり決定いたします。続きまして日程第6 議案第4号 非農地証明について審議を行います。受付番号1-1について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号 非農地証明について説明します。 これは農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号1-1について説明します。 土地の所在 新興寺地内 1筆 台帳地目：田 現況地目：原野 面積1,551㎡ 場所につきましては、議案書の13ページから15ページに図面を付けています。新興寺集落北西山裾の農地になります。 スライドを用意しておりますので、ご覧ください。 理由につきましては、平成10年月日不詳より耕作されておらず、現在は原野化しています。 この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり長期間耕作放棄されたため荒廃が進み農地への復旧は困難となっております。 現地確認を木原さち子委員、西田 悦子委員、藤田 克昭推進委員にお願いしました。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、9番 木原さち子委員と2番 西田悦子委員に事前調査をお願いしています。木原委員は欠席ですので西田 悦子委員に報告をお願いします。</p>

西田委員	<p>4月9日、木原委員と私と藤田推進委員と事務局員とで現地を確認しました。先程のスライドがあり、現地の状況は分かりやすかったと思います。</p>
	<p>接続道路はわりあい広い道路で、昔は果樹園だったと伺いました。この付近の果樹園は、現在ほとんど栽培されていない状態がありました。</p>
	<p>大きな樹木及び果樹もなく、茅が一面に生い茂っている状態でした。ここを元に戻して耕作するのは難しいと判断しました。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので、受付番号1-1について申請どおり決定してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（挙手多数）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数、異議なしということで受付番号1-1について申請どおり決定いたします。</p> <p>続きまして日程第7 議案第5号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。</p> <p>八頭町長から令和2年3月26日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。</p> <p>議案書の16ページをご覧ください。</p> <p>今月は通常の利用権設定が新規3件、更新16件、合計19件です。面積は田64,704㎡、畑1,131㎡、合計65,835㎡です。</p> <p>中間管理事業分はすべて更新9件です。面積は田11,495㎡、畑64,406㎡、合計75,901㎡です。</p> <p>すべて八頭町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。</p>
議長（会長）	<p>通常の利用権設定分 受付番号1-1から18-18について審議を行います。事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。</p>

委員一同	(報告なし)
議長 (会長)	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長 (会長)	賛成多数、異議なしということで利用権設定分 受付番号1-1から18-18について申請どおり決定します。 続きまして、受付番号19-19についてですが、これは山根祐一委員に関係する案件ですので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により山根委員は一時退席をお願いします。
	(山根委員退席)
議長 (会長)	それでは受付番号19-19について審議を行います。 この件に関して事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。
委員一同	(報告なし)
議長 (会長)	この件に関して質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長 (会長)	賛成多数、異議なしということで利用権設定 受付番号19-19について申請どおり決定します。山根委員は入室してください。
	(山根委員入室)

議長（会長）	<p>続きまして中間管理事業分 受付番号1-1から9-9について審議を行います。事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。</p>
委員一同	<p>（報告なし）</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（挙手多数）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数、異議なしということで中間管理事業分 受付番号1-1から9-9について申請どおり決定します。 以上で議案第5号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。 続きまして、日程第8 議案第6号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号 農用地利用配分計画案について説明します。 八頭町長より令和2年3月26日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。 整理番号1-1から21-21について説明します。 先ほどの議案第5号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地75,901㎡と既に機構へ貸付けられている農地10,776㎡、合計86,677㎡を借受け希望のありました地域の担い手へそれぞれ配分するものです。 地域の農業法人3法人へそれぞれ2,186㎡、9,309㎡、1,313㎡、その他11名の個人耕作者へ73,869㎡を配分するものです。 また整理番号22-22から301-301については、すべて地元の農業法人1法人の更新分でその農業法人への再配分になります。面積は1,221,844㎡です。</p>
議長（会長）	<p>それでは審議を行います。整理番号1-1から4-4につきまして、質問意見はありませんか。</p>

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長 (会長)	賛成多数、異議なしということで整理番号1-1から4-4について申請どおり決定します。 続きまして整理番号5-5、6-6について審議を行いますが、これは荻原晴雄委員に関係する案件ですので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により荻原委員は一時退席をお願いします。
	(荻原委員退席)
議長 (会長)	それでは整理番号5-5、6-6について審議を行います。この件に関して質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長 (会長)	賛成多数、異議なしということで中間管理分 整理番号5-5、6-6について申請どおり決定します。荻原委員は入室してください。
	(荻原委員入室)
議長 (会長)	続きまして、整理番号7-7から12-12について審議を行います。 この件につきまして質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。賛

	成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長 (会長)	賛成多数、異議なしということで中間管理事業分 整理番号7-7から12-12について申請どおり決定します。 続きまして整理番号13-13について審議を行いますが、これは山根祐一委員に関係する案件ですので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により山根委員は一時退席をお願いします。
	(山根委員退席)
	それでは整理番号13-13について審議を行います。 この件に関して質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長 (会長)	賛成多数、異議なしということで中間管理事業分 整理番号13-13について申請どおり決定します。山根委員は入室してください。
	(山根委員入室)
	続きまして整理番号14-14から20-20について審議を行います。この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長 (会長)	賛成多数、異議なしということで中間管理分 整理番号14-

14から20-20について申請どおり決定します。

続きまして整理番号21-21について審議を行いますが、これは丸山 武委員に関係する案件ですので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により丸山委員は一時退席をお願いします。

(丸山委員退席)

それでは整理番号21-21について審議を行います。

この件につきまして質問意見はありませんか。

委員一同 (質疑なし)

議長 (会長) 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手多数)

議長 (会長) 賛成多数、異議なしということで申請どおり決定いたします。異議なしということで中間管理分 整理番号21-21について申請どおり決定します。丸山委員は入室してください。

(丸山委員入室)

続きまして中間管理事業分 整理番号22-22から301-301について審議を行います。

この件につきまして質問意見はありませんか。

委員一同 (質疑なし)

議長 (会長) 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手多数)

議長 (会長) 賛成多数、異議なしということで中間管理事業分 整理番号22-22から301-301について申請どおり決定します。

以上で日程第8 議案第6号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。

事務局

続きまして、日程第9 議案第7号 農業振興地域整備計画の変更について審議をいたします。受付番号1-1について事務局は説明をお願いします。

議案第7号 農業振興地域整備計画の変更について説明します。

八頭町長から、2月26日付けで農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興地域整備計画の変更について意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるものです。

受付番号1-1について説明します。

土地の所在 山上地内 4筆 台帳地目：田うち1筆は畑 現況地目：田うち1筆は畑 面積1,586㎡、1,090㎡、1,266㎡、718㎡、合計4,660㎡

目的は農用地区域への編入です。

理由としては、山上集落地域の基盤整備対象農地に位置付け、農業生産活動を将来にわたり維持管理していくためとのことです。

場所は、議案書の52ページから54ページに図面を付けていますが、山上集落東側の農地です。この農地は、ほ場整備はされていない第2種農地であり、農用地区域に隣接している農地です。現況写真を準備していますので前のスライドをご覧ください。

議長（会長）

この案件は、6番 丸山 武委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

丸山委員

4月3日、申請人の成年後見人の行政書士、現地の農事組合法人に聞き取りしました。

申請地の名義は、申請人の父親名義であり、その父親死亡後、相続登記は行っていません。実際の管理者は申請人ですが、現在高齢のため病気療養中などのため、成年後見人が選任されている状態です。

申請地4筆の昨年の状況は、耕作されていません。成年後見人の方が、農業法人に草刈りを依頼されて農地保全しているとのことです。

1年ほど前に成年後見人へ現地の農事組合法人から、山上集落内の基盤整備事業を行いたいので編入手続きを取ってほしいとの依頼があり、事務手続きを進めておられた。また、手続きにあたっては家庭裁判所の許可が必要であり、許可を得てから申請を行

	<p>ったようです。</p> <p>昭和50年頃の基盤整備の区域であったが、申請人の希望で基盤整備を行わなかったようですが、今回の申請地を農用地区域に編入することで、基盤整備を行い、利便性の良い農地として将来にわたって管理していくことが見込まれます。</p>
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら、申請どおり決定してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（挙手多数）
議長（会長）	賛成多数、異議なしということで申請どおり決定いたします。以上で、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更についての審議を終了いたします。続きますので、日程第10 その他について事務局よりお願いします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ●視察旅費の振込について ●積立金の返金について ●次回農業委員会は5月12日（火）13時30分から船岡地区公民館大集会室で開催します。 <p>以上です。</p>
議長（会長）	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
委員一同	（なし）
議長（会長）	<p>今回の新型コロナウイルスの関係で、次回以降の開催方法、会議形態についてみなさんのご意見をお聞きしたいと思います。</p> <p>ネット会議は設備などの関係で、不可能と思われます。参加者を絞った形での開催などを考えていきたいと思いますが、みなさんのご意見をお聞きしたいと思います。</p>
河村委員	今後の動向を見据えて、会長と事務局が話をされて決めていただければ良いのではないかと思います。

-
- | | |
|--------|--|
| 議長（会長） | わかりました。事務局と連絡を取り、状況を注視しながら進めていきたいと思えます。
その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。 |
| 山本推進委員 | 農地利用最適化推進委員は議決権がないわけでありますから、農業委員のみでの開催でも良いと思えます。
ただし、内容によっては、議案などに農地利用最適化推進委員の担当する地区がある場合は、その委員には出席要請するなどの対応をされても良いではないでしょうか。 |
| 議長（会長） | わかりました。意見として頂戴して、今後の対応に含みを入れておきたいと考えていきます。参集する委員、会場などについても通常と変更し開催することもあり得るので、委員の皆さんも心づもりをしていただくようお願いします。
その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。 |
| 委員一同 | （なし） |
| 議長（会長） | 無いようですので、以上で第1回農業委員会を終了します。
終了（14時40分） |
-